

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
27年－4 (27.1.30)	商工労働 関連陳情 総 務 27年－3	<p>生活必需品への軽減税率適用及び最低賃金の引き上げを求める意見書（最低賃金関係）の提出について</p> <p>▶陳情の理由 昨今の日本経済は、いわゆるアベノミクスによる大胆な量的・質的金融緩和、それによる円安誘導、指数連動型ETF（株式上場投信）やREIT（不動産上場投信）の買い入れによる株高誘導施策などの施策があいまって、リーマンショック不況の最悪時からは脱し、第一次安倍政権発足時においては、国民の間に「これから景気が上向くかもしれない」という期待の芽が見られた。株価は当時の7千円台から、直近では1万7千円台まで回復し、消費者態度指数や企業の業況判断指数（DI）も上向いている。しかし、この株高については、一部の者しか恩恵を享受できていないのが実態である。</p> <p>また、緩和による日銀の国債の買い受けは、日銀による借金引き受け、いわゆる財政ファイナンスであると言わざるをえない。日銀券が信頼を失ったとき、円安とインフレが制御できなくなる危険性もある。アメリカのQE縮小時には市場が相当揺れた。直近ではスイスがユーロとの為替上限の終了を突然発表して市場がパニックになったように、出口戦略は常に考えておかねばならないし、無秩序な資産の買い入れは慎むべきである。付言すれば、GPIFによるリスク性資産の保有率増大も、株価への寄与や期待リターンの上向というメリットはあるものの、反面、リーマンショックのような未曾有の危機が起きた際のリスクも倍増するもので、年金基金を危機にさらすものである。留意すべきである。（この点、第187回国会に長妻昭衆議院議員が提出の「GPIFにおける年金積立金の運用リスク等に関する質問主意書」に記載あり。）</p> <p>確かに、円安誘導施策は、自動車産業や精密電器・機械産業などの輸出産業にとっては、外貨建て資産の円換算額を増やし</p>	足 羽 佑 太 (倉吉市)

て当期純利益の増大に寄与し、また安倍首相の各界に対する賃上げ要請もあいまって、一部大企業においては一定の賃金上昇をもたらした。しかし、企業は総じてまだ設備投資に慎重で内部留保を蓄え、従業員の態度も慎重で、給与を消費に回さない実態が明らかになっている。これは「富める者」への富の偏在、格差の拡大をもたらしている。

直近においては、2014年4月からの消費増税や、円安による輸入価格の向上により、食料品などの生活必需品の価格が上昇し、一般の家庭においては収入に占めるこれら食料品等に対する支出が増大し、国民の生活は逼迫している。増税以降の実質GDPは、4～6月期が前年同期比年率6.7%減、7～9月期が同1.9%減と、2四半期連続でマイナス成長に陥った。消費増税による経済の落ち込みは、当初の予想以上に深刻で、これから消費税を10%に上昇させれば、日本経済に深刻なダメージを与えることが予想される場所である。

とりわけ、低所得者層にとって、逆進性の高い消費税率の上昇や、昨今の円安に伴う食品支出の増大は、死活問題である。首相は、景気条項を付することなく、時期がくれば必ず再増税するかのように言っているが、これはやめるべきである。行政の無駄削減、公務員削減など身を切ることせず、国民の負担を強化することは許されない。仮に、公約どおり消費税を10%に上昇される際も、食品など生活必需品については増税と同時に3～5%の軽減税率を設定し、奢侈品や奢侈サービス（たとえば、パチンコや一定額以上の外食など）には高税率を適用し、法人減税幅を縮小するなどして、低所得者層に配慮した税制の構築が望まれるところであり、国に対して、その実現を働きかけられたい。

また、鳥取県においては、元々収入額、可処分所得額は全国的に低い水準にある。とりわけ、鳥取県の最低賃金については全国最低水準（677円）にあり、県民の方が「健康で文化的な最低限度の生活（憲法第25条）」を営むために、この是正が望まれるところである。アベノミクスで給与が増大するのは、一部大企業の職員だけでいいはずもなく、その恩恵は、等しく国民全般に及ぶべきものである。最低賃金が問題とされるのは、

		<p>アルバイトやパートなどのいわゆる非正規労働者の方であるが、このような方たちの処遇を改善し、正社員の格差を少しでも埋める施策を講じることが求められるところであり、この旨国に対して意見書を提出いただきたい。</p> <p>▶陳情の要旨 以下についての意見書を国に提出することを求める。 (口) 最低賃金引き上げに係る意見書を国に提出すること。</p>	
--	--	---	--